

**介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業
に係る補助金額等の基準について**

第1 補助金対象事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

ただし、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第116条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業助成金）の支給を受けた介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度のみならず、本事業の対象とはしない。

第2 補助事業者

- (1) 市町村
- (2) 一部事務組合
- (3) 社会福祉法人恩賜財団済生会
- (4) 上記以外の介護施設・事業所を運営する事業者

第3 補助金対象施設

補助の対象となる保育施設は、当該施設における保育料として1人当たり平均月額10,000円以上を徴収している施設とする。

第4 補助対象経費及び補助基準額等

- (1) 補助対象経費は、介護施設・事業所における保育施設等の運営を行うために必要な保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人件費）とする。
- (2) 補助基準額は、上記(1)の補助対象経費の実支出額と下記(3)により算出した額を比較して、少ない額の方を選定し、選定した額に第2の(1)から(3)に揚げる補助事業者においては3分の1、第2の(4)に揚げる補助事業者においては3分の2を乗じて得た額とする。

この場合において、算出された額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (3) $180,800 \text{円} \times \text{保育士等人数} \times \text{運営月数} - \text{保育料収入相当額}$ (円未満切り捨て)
上記の「保育士等人数」及び「保育料収入相当額」については、別記のとおりとする。

附則

この基準は、平成28年6月27日から適用する。

附則

この基準は、令和4年2月25日から適用する。

(別記)

補助基準額の算定に係る「保育士等人数」及び「保育料収入相当額」について

- 1 保育士等人数は、以下の表のとおりとする。

| 種 別 | 保育児童数 | 保育士等人数 |
|------|-------|--------|
| A型特例 | 4人未満 | 1人 |
| A 型 | 4人以上 | 2人 |
| B 型 | 10人以上 | 4人 |
| B型特例 | 30人以上 | 6人 |

- 2 保育料収入相当額は、24,000円×対象保育児童数×運営月数とする。
対象保育児童数は、以下の表のとおりである。

| 種 別 | 対象保育児童数 |
|------|---------|
| A型特例 | 1人 |
| A 型 | 4人 |
| B 型 | 10人 |
| B型特例 | 18人 |